

○農薬の登録申請において提出すべき資料について」(平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知)

一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>附則</p> <p>1. 本通知は、平成31年4月1日以降に<u>行われる農薬の登録申請の際に提出される試験成績について適用する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、農薬の物理的・化学的性状に関する試験成績であって令和2年3月31日以前に行われる農薬の登録申請の際に提出されるものに係る試験方法については、廃止前の「農薬の登録申請書等に添付する資料について」(平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知)別添1のⅠからⅢまでの規定によることのできる。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定にかかわらず、薬効及び薬害に関する試験成績であって令和2年3月31日以前に開始する試験の試験方法については、廃止前の「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「旧局長通知」という。)別添1<薬効に関する試験>及び<薬害に関する試験>並びに「<u>「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について</u>」(平成13年10月10日付け13農産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知。以下「旧課長通知」という。)別紙3.<薬効及び薬害に関する試験>の規定によることのできる。</u></p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、薬効及び薬害、作物残留並びに植物代謝</p>	<p>附則</p> <p>1. 本通知は、平成31年4月1日以降に開始する試験の試験成績について適用する。 (新設)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本通知別添<安定性、分解性その他の物理的・化学的性状>のうち農薬の物理的・化学的性状、<適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効>及び<農作物等に対する薬害>の規定は、2020年4月1日以降に開始する試験の試験成績について適用する。ただし、<u>2020年3月31日以前に開始する試験の試験成績について、当該規定の適用を妨げない。</u></p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、薬効及び薬害、作物残留並びに植物代謝</p>

に関する試験成績であって令和2年3月31日以前に行われる農薬の登録申請の際に提出されるものに係る試験の例数等については、旧局長通知別表1の別添表1及び2並びに旧課長通知1（3）から（6）までの規定によることができる。

5.・6.（略）

に関する試験成績であって2020年3月31日以前に行われる農薬の登録申請の際に提出されるものに係る試験の例数等については、廃止前の「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「旧局長通知」という。）の別表1の別添表1及び2並びに廃止前の「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付13農産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）1（3）から（6）までの規定によることができる。

4.・5.（略）

○「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（令和元年6月28日付け元消安第910号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>附則</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に登録の申請がなされた農薬（法第8条第1項の再評価が行われたものを除く。）と同一の有効成分を含む農薬に係る水域<u>又は陸域</u>の生活環境動植物に対する影響に関する試験成績については、本通知による改正前の第1の9（1）<u>①若しくは②</u>、第2の表9（1）<u>①若しくは②又は別添</u>＜水産動植物及び家畜に対する影響＞のうち「<u>水産動植物への影響</u>」若しくは「<u>鳥類への影響</u>」の規定を適用する。</p> <p>6. (略)</p>	<p>附則</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に登録の申請がなされた農薬（法第8条第1項の再評価が行われたものを除く。）と同一の有効成分を含む農薬に係る水域の生活環境動植物に対する影響に関する試験成績については、本通知による改正前の第1の9（1）①、第2の表9（1）<u>①及び</u>＜水産動植物及び家畜に対する影響＞のうち「水産動植物への影響」の規定を適用する。</p> <p>6. (略)</p>